# 協同組合ビジネスアーバン
# 求職者等に対するハラスメント防止の基本方針

協同組合ビジネスアーバン（以下「当組合」といいます。）は、採用活動、インターンシップその他の求職活動等において、求職者等が安心して活動できる環境を確保するため、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの防止に取り組みます。

当組合は、求職者等の人格及び尊厳を尊重し、ハラスメントの発生を防止するとともに、ハラスメントに関する相談等があった場合には、適切かつ迅速に対応するため、以下のとおり方針を定めます。

## 1. 基本方針

当組合では、採用活動等に関わるすべての求職者等に対し、公平かつ適切な対応を行い、一人ひとりの人格及び尊厳を尊重します。採用活動等において、性的な言動、威圧的な言動、人格を否定する言動その他、求職者等に不快感や精神的な負担を与える行為が生じないよう、必要な措置を講じます。また、ハラスメントに関する相談や申告を行ったことを理由として、求職者等に不利益な取扱いを行いません。

## 2. 禁止行為

（1）セクシュアルハラスメント

- 性的な冗談、からかい、発言等
- 容姿、身体、性的指向、性自認等に関する不適切な発言
- 交際、結婚、妊娠、出産等に関する必要性のない質問
- 食事や交際等を執拗に求めること
- 必要のない身体への接触
- SNS、メール、電話等による不適切な私的連絡
- 性的な内容を含む画像、動画等の送信や閲覧
- その他、求職者等に不快感や不安を与える性的な言動

（2）パワーハラスメント

- 面接等における威圧的又は高圧的な言動
- 人格や能力を否定する発言、侮辱、暴言等
- 必要性を欠く長時間の叱責等
- 求職者等を過度に萎縮させる言動
- 応募や採用辞退について過度な圧力をかける行為
- 他の求職者等との比較による不適切な発言
- その他、求職活動等を行う環境を不当に害する言動

## 3. 対象者

本方針は、以下の者を対象とします。

- 採用応募者
- インターンシップ参加者
- 紹介会社等を通じて接触する求職者
- その他、採用活動等に関係する者

4. 相談窓口

当組合は、求職者等からのハラスメントに関する相談等に対応するため、相談窓口を設置しています。相談等を受けた場合には、相談者のプライバシーに十分配慮し、必要に応じて事実関係を確認したうえで、適切に対応します。

【相談窓口】

担当部署：総務経理部

電話番号：03-5733-3723

5. 再発防止等

当組合は、ハラスメントの防止に向けて、役職員に対する周知、研修その他必要な啓発を行います。また、ハラスメントが発生した場合には、その原因を把握し、必要な改善措置を講じるなど、再発防止に努めます。求職者等との信頼関係を大切にし、誰もが安心して採用活動等に参加できる環境の整備に継続して取り組んでまいります。

2026 年 10 月 1 日 制定

協同組合ビジネスアーバン